

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 12 月 15 日

(契約責任者) 中日本高速道路株式会社 東京支社長 高城 一俊

1 工事概要

- (1) 工事名 中部横断自動車道 興津川橋 (PC 上部工) 工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 自) 静岡県静岡市清水区土
至) 静岡県静岡市清水区葛沢
- (3) 工事内容 本工事は、本線橋 (1ヶ所-延長 460m) の PC 上部工工事である。
- (4) 工事概算数量
延長 本線橋 (上り線) 1ヶ所-460m (興津川橋)
幅員 本線橋 (上り線) 9.50m (興津川橋)
型式 本線橋 (上り線) PC5径間連続ラーメン箱桁橋 (興津川橋)
- (5) 工期 契約締結の翌日から 1,140 日間
- (6) 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (7) 本工事は、入札時に、技術資料作成要領の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案 (以下「技術提案」という。) 及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- (8) 本工事は、資料の提出、入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事であり当社ホームページに掲載の電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルを適用する。なお、例外的に電子入札によりがたいものは、電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルに基づき契約責任者へ届出を行い郵送による紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第 25 号) 第 11 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「平成 21・22 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「PC 橋上部工工事」の「等級 A」に格付けされている者 (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ) であること。又は、特定建設工事共同企業体を構成する場合は、「PC 橋上部工工事」の「等級 A」に格付けされている二者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員になれないものとする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (記 2 (2) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。又は、この条件を満たす 2 者で構成された共同企業体。
- (4) 平成 12 年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了

した工事（旧日本道路公団（以下「旧 J H」という。）が発注し、平成 13 年度以降に完成・引渡し完了した工事を含む。）である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

（ア）同種工事（下記 a）を必要とする。）

a) 片持ち張出し架設工法により架設した最大支間長 115m 以上ある PC（PRC を含む）連続箱桁橋の工事

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が上記（ア）の同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、上記（ア）の同種工事若しくは下記（イ）の同種工事の施工実績を有すること。

（イ）同種工事（下記 a）を必要とする。）

a) 片持ち張出し架設工法により架設した最大支間長 55m 以上ある PC（PRC を含む）連続箱桁橋の工事

(5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事（旧 J H が発注し、平成 13 年度以降に完成・引渡し完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③主任技術者又は監理技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

④配置予定技術者の工事経験

現場代理人又は主任（監理）技術者のうち 1 名以上が、平成 12 年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した下記の同種工事の経験を有すること。経験者を複数名配置しても良い。

（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

（ア）同種工事（下記 a）を必要とする。）

a) 片持ち張出し架設工法により架設した最大支間長 55m 以上ある PC（PRC を含む）連続箱桁橋の工事

⑤次の掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

（ア）設計管理技術者は、設計業務等にあたり、下記に定める業務経験のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本の通訳が確保できれば可）でなければならない。

a) 技術士〔総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）〕

- b) 技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]。平成 12 年度以前の試験合格者。
 - c) 技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]。なお、平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に 4 年以上従事している者。
 - d) R C C M（鋼構造及びコンクリート部門）
- (イ) 照査技術者は、下記に定める業務経験のいずれかを有しなければならない。
- a) 技術士[総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）]
 - b) 技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]。平成 12 年度以前の試験合格者。
 - c) 技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]。なお、平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に 4 年以上従事している者。
 - d) R C C M（鋼構造及びコンクリート部門）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域 2」において、資格登録停止を受けていないこと。
- (7) 特定建設共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
 - ①各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、許可の営業年数が 5 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。
 - ②各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ③各構成員の出資比率が 30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員最大であること。
 - ④中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。
- (8) 過去 2 年間（平成 20 年度・平成 21 年度）における当該工種の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 記 1 に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能及び社会的要請に関する事項の特別な安全対策、環境の維持を評価項目とする。

評価項目を達成するため、「品質管理」、「出来形管理」、「安全管理」、「環境対策」を評価指標とする。

(3) 評価項目内容

評価項目内容は、下記のとおりとする。なお、技術提案は、評価項目毎に3項目以内とし、評価項目毎に4項目以上の場合、不採用とする。また、技術提案が1項目もない場合は、標準案での施工も可とする。

①性能・機能「品質管理」

上部工コンクリートの品質向上対策とその効果（目標とするひび割れ指数を記載すること）

②性能・機能「出来形管理」

床版の高さの出来形管理手法（目標とする管理値を記載すること）

③特別な安全対策「安全管理」

県道大向福士線及び市道茂野島川内線において、施工時の第三者に対する交通安全対策とその効果

④環境の維持「環境対策」

興津川に対する水質汚濁防止対策とその効果

(4) 評価項目の評価基準

評価項目の評価基準は、下記のとおりとする。

①優：標準案に比べ、非常に優れているもの

②良：標準案に比べ、優れているもの

③可：標準案と同等であるもの

(5) 評価点の付与方法

評価点の付与方法は、評価者が評価基準（優／良／可）に基づき判定した下記の項目別配点の平均点で評価し付与する。【判定方式】

①性能・機能「品質管理」

項目別配点 優 40点、良 20点、可 0点

②性能・機能「出来形管理」

項目別配点 優 30点、良 15点、可 0点

③特別な安全対策「安全管理」

項目別配点 優 10点、良 5点、可 0点

④環境の維持「環境対策」

項目別配点 優 20点、良 10点、可 0点

(6) 落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数 α を乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

- ①総合評価点：(技術評価点× α) + (価格評価点×0.5)
 α は「0.2」とする。
- ②技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点(満点100点)
- ③価格評価点： $100-200(P/L-X/L)$ ($0.75L \leq P \leq 1.0L$)
 $100 / (X/L) \times P/L$ ($P < 0.75L$)
ここに、P：入札書に記載の価格(入札価格)
L：契約制限価格
X：0.75L以上の最低入札価格

ただし、入札価格が全て0.75Lを下回る場合は、X/Lを0.75とする。

(7) 記(6)において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(8) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(9) 技術提案にあたっての留意事項

技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不採用とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒105-6011 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー11F
中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 契約チーム
電話 03-5776-5600

(2) 技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表(以下「設計図書等」という。)を交付する。

①交付期間：入札公告日から平成23年1月21日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。ただし、年末年始の平成22年12月29日(水)～平成23年1月3日(月)を除く。

②交付場所：記4(1)に同じ。

③交付方法：設計図書等はCD-Rにより無料で交付する。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

入札参加希望者は、技術資料、総合評価提案資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案を添付した競争参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)を提出するものとする。なお、技術資料及び総合評価提案資料は技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

①提出期間：平成22年12月16日(木)から平成23年1月21日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。ただし、年末年始の平成22年12月29日(水)～平成23年1月3日(月)を除く。

②提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計2MBを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、記4(3)①の期間に、記4(1)に郵送すること。(書留郵便に限る)

(4) 開札(入札執行)の日時及び場所

①入札書の提出期間

(ア) 電子入札による入札

平成23年3月3日（木）から平成23年3月7日（月）の午前10時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 郵送による入札（紙入札参加の承諾を得た場合。）

郵送による入札書の受領期限は、平成23年3月7日（月）の午後4時までに記4（1）に郵送すること（書留郵便に限る）

②開札日時：平成23年3月8日（火）午前10時00分

③開札場所：中日本高速道路株式会社 東京支社 7階会議室

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札書は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 本工事の総合評価提案資料の提出にあたって、標準案の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価提案資料を提出すること。技術提案が適正と認められた場合は、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料についてその意思を表示すること。

(5) 技術提案の採否

技術提案等の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格確認結果の通知について、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(6) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止の措置を講じることがある。

(7) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(8) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

- (9) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照。）。
- (10) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
- (11) 提出された申請書等は、原則として返却しない。
- (12) 手続における交渉の有無 無
- (13) 契約書作成の要否 要
- (14) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無 無
- (15) 関連情報を入手するための照会窓口は、記4（1）に同じ。
- (16) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加
記2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記4（3）により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (17) 本件は、電子契約によることができる。（詳細は、技術資料作成要領を参照。）
- (18) 詳細は技術資料作成要領による。

以 上